

○新十津川町排水設備等指定工事店に関する規則

平成9年9月29日規則第32号

改正

平成11年4月1日規則第3号

平成12年3月27日規則第10号

平成13年4月1日規則第9号

平成24年7月9日規則第20号

令和2年3月6日規則第4号

新十津川町排水設備等指定工事店に関する規則

新十津川町排水設備等指定工事店に関する規則（平成8年新十津川町規則第7号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、新十津川町下水道条例（平成8年新十津川町条例第10号。以下「条例」という。）第9条の指定工事店の指定等に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定の更新）

**第2条** 条例第9条第3項の規定により指定の更新を受けようとする者は、指定工事店申請書（新規・継続）（別記様式第1号）を、同条第2項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに町長に提出しなければならない。

2 前項に規定する申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

（1）前項の指定の更新を受けようとする者が、条例第9条の3第4号アからオまでのいずれにも該当しないこと及びその専属する責任技術者が、条例第9条の9第1項第1号各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面（別記様式第1号の2）

（2）個人の場合は、住民票記載事項証明書、経歴書

（3）法人の場合は、商業登記簿謄本、定款の写し及び代表者に関する前号に定める書類

（4）営業所の付近見取図及び写真（別記様式第2号）

（5）専属責任技術者名簿（新規・解除）（別記様式第3号）及び雇用関係を証する書類

（6）専属する責任技術者の北海道排水設備工事責任技術者証（以下「責任技術者証」という。）の写し

（7）第4条各号に掲げる機械器具を有していることを証する書類

（指定の申請）

**第3条** 条例第9条の2の規定による申請は、指定工事店申請書（新規・継続）により行うものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の申請について準用する。

（規則で定める機械器具）

**第4条** 条例第9条の3第2号の規則で定める機械器具は、次に掲げるものとする。

（1）掘削機械

（2）転圧機械

（3）穿孔機械

- (4) パイプ工具類
  - (5) 水準器
  - (6) 安全用具類
- (指定工事店証)

**第5条** 条例第9条の4第1項の指定工事店証は、別記様式第4号のとおりとする。

2 指定工事店は、指定工事店証をき損し、又は紛失したときは、直ちに指定工事店証の再交付を受けなければならない。

3 前項の規定により指定工事店証の再交付を受けようとする者は、指定工事店証再交付申請書（別記様式第5号）を町長に提出しなければならない。

(指定工事店の遵守事項)

**第6条** 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 排水設備等工事の施工の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(2) 排水設備等工事は、適正な工費で施工しなければならない。

(3) 排水設備等工事の工事契約の締結に際しては、工事金額、工事期限その他の必要事項を明確に示さなければならない。

(4) 排水設備等工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(5) 指定工事店としての自己の名義を他の者に貸与してはならない。

(6) 排水設備等工事は、条例第7条に規定する排水設備等工事の計画に係る町長の確認を受けたものでなければ着手してはならない。

(7) 排水設備等工事は、責任技術者の監督管理の下においてでなければ設計及び施工してはならない。

(8) 排水設備等工事の完了後1年以内に生じた故障等については、天災地変又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

(9) 災害等緊急時に排水設備等の復旧に関して町長から協力の要請があった場合は、これに応じるよう努めなければならない。

(変更等の届出)

**第7条** 条例第9条の6の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 組織
- (2) 代表者
- (3) 商号
- (4) 営業所の名称又は所在地
- (5) 専属する責任技術者
- (6) 住居表示又は電話番号

2 条例第9条の6の規定による届出は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは指定工事店異動届（別記様式第6号）、条例第9条の3第4号ア、エ又はオのいずれかに該当するに至ったときは指定工事店登録非該当要件届（別記様式第6号の2）、排水設備等工事の事業を廃止し、休止し、又は再開したときは指定工事店（廃止・休止・再開）届（別記様式第7号）により行うものとする。

3 町長は、第1項各号に掲げる事項の変更による条例第9条の6の規定による届出があった場合において、指定工事店証の記載事項を変更する必要があるときは、当該届出のあった日から2週間以内に当該変更による書換えを行った指定工事店証を交付するものとする。この場合において、指定工事店は、書換えを行う前の指定工事店証を返納しなければならない。

(責任技術者証)

**第8条** 責任技術者は、排水設備等工事の業務に従事するときは、常に責任技術者証を携帯し、関係者から要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 新十津川町を主管市町村と定めている責任技術者は、氏名若しくは住所(住居表示を含む。)又は勤務先に異動があったときは、直ちに責任技術者異動届(別記様式第8号)に異動の事実を証する書類及び責任技術者証を添えて、町長に届け出なければならない。

3 条例第9条の9第2項の規定による届出は、責任技術者登録非該当要件届(別記様式第9号)により行うものとする。

(公示)

**第9条** 条例第9条の10の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

(1) 指定工事店の新たな指定

(2) 指定工事店の指定の取消し又は一時停止

(3) 指定工事店の指定の有効期間満了に際し、継続して指定しない措置

(4) 第7条第1項第1号から第4号までの事項の変更による条例第9条の6の規定による届出の受理

(事務連絡会)

**第10条** 町長は、指定工事店による排水設備等工事の適正な施工等を確保するため、定期又は必要に応じて、事務連絡会を開催するものとする。

2 前項の事務連絡会の参集範囲は、指定工事店又は責任技術者とする。

#### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の新十津川町排水設備等指定工事店に関する規則(以下「旧規則」という。)第3条の規定による指定を受けている者は改正後の新十津川町排水設備等指定工事店に関する規則(以下「新規則」という。)第3条の規定による指定を受けた者と、旧規則第12条の規定による登録を受けている者は新規則第11条の規定により登録を受けた者とみなす。

3 前項の規定により新規則の規定による指定又は登録を受けた者とみなされた者の指定又は登録の有効期間については、なお従前の例による。

附 則 (平成11年4月1日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日規則第10号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年4月1日規則第9号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年7月9日規則第20号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月6日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第2条、第3条関係）

別記様式第1号の2（第2条関係）

別記様式第2号（第2条関係）

別記様式第3号（第2条関係）

別記様式第4号（第5条関係）

別記様式第5号（第5条関係）

別記様式第6号（第7条関係）

別記様式第6号の2（第7条関係）

別記様式第7号（第7条関係）

別記様式第8号（第8条関係）

別記様式第9号（第8条関係）